

令和2年度 JGAP 農場用管理点と適合基準（家畜・畜産物）2017 に基づく審査員養成研修リモート開催のお知らせ

今般、中央畜産会では、JGAP 認証審査における審査員の養成を図るため、JGAP 審査員養成研修会を下記のとおり開催することといたしました。

本研修会は、審査員の養成を図ることで「JGAP 農場用管理点と適合基準（家畜・畜産物）2017」に基づく認証取得に向けた畜産農家の生産工程管理を含む JGAP 基準を普及する等、取り組みを推進する上でも有用であると思料されますので、この機会に受講されるようご案内申し上げます。

つきましては、本研修会の受講を希望される方は、別添の受講申込書（受講資格要件に係る書類を含む。）に必要事項を記入の上、下記 1 の応募期間に電子メール（PDF ではなく、**ワードファイル**）で別添の「受講申込書」中の担当者まで送付してください。

なお、今年度の研修会は、新型コロナウイルス感染症の発生に鑑み、リモートでの受講となります。そのため、受講生におかれては、下記 8（5）受講に当り必要となる機材をご用意いただき、あらかじめ実施する接続テストを実施していただくこととなりますので、ご了承ください。

記

1. 開催日（予定）及び応募期間

- ①令和2年度第1回JGAP審査員養成研修会：令和2年12月 9日、10日
- ②令和2年度第2回JGAP審査員養成研修会：令和3年1月13日、14日
第1回、第2回とも研修会開催前の2日間に、講義録画の視聴があります。
- ①第1回の応募期間：11月27日～12月3日
- ②第2回の応募期間：11月27日～1月8日

2. 研修内容

JGAP農場用管理点と適合基準（家畜・畜産物）2017に基づいて、JGAP適合基準の内容及び審査実務等について、講義及び演習により総合的に学習し、JGAP審査員に必要な技能を習得する。

3. カリキュラム

別紙1のとおり

4. 受講者定員

各研修会ともそれぞれ20名とする。

5. 受講者の資格要件

以下のすべての要件を満たすもの

- (1) 日本GAP協会承認 JGAP 指導員基礎研修合格者
- (2) 農場HACCP認証審査員研修合格者

6. 受講申込書及に添付する書類

5の(1)及び(2)の各合格証の写し

7. 審査員認定筆記試験について

受講者については、研修の理解度を判定するため筆記試験を行い、一定水準に達した者を審査員補として中央畜産会から日本 GAP 協会に申請します。

8. その他

- (1) 第1回、第2回の研修内容は同じです。ご都合の良い回にお申し込み願います。
- (2) 受講者は上記5の資格要件を満たす者であって、都道府県家畜保健衛生所、都道府県畜産協会、農業共済組合、開業獣医師、農業改良普及所、農協、企業等において JGAP の指導に従事している者、指導的立場の者及び JGAP の普及に取り組む方を対象としています。
- (3) 受講希望者が多い場合は、当方で調整させていただくこともありますので、予めご了承ください。
- (4) 受講が決定した者には、後日受講決定通知を、受講申込書のメールアドレスあてに送付します。
受講決定通知のない方の受講はできませんのでご注意ください。
- (5) 受講に当り必要となる機材
ア PC はインターネットに接続可能であること。
イ PC でメールの送受信及びメール添付ファイルの印刷が可能なこと。
ウ PC 及びその付属機器にて音声と映像の送受信が可能なこと。
デスクトップの場合は Web カメラ、イヤフォンまたはヘッドフォン（イヤフォン等）が必要となることが多い。ラップトップの場合は、カメラとマイク、スピーカーが内蔵されていることが多いが、受講環境によりヘッドセットが必要（受講環境に雑音が多い場合等）。
エ携帯電話（機器の不調等でオペレーター、事務局に連絡を取るなどのため）
- (6) なお、家畜伝染病の発生状況等により研修会が開催できなくなる場合、あるいは講師、内容について、都合により変更する場合がありますので、予めご了承ください。